破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９４４号
兵庫県姫路市飾磨区構２丁目143番地１
債務者　有限会社サン・ワークス
代表者取締役　山田ひとみ
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　元秀
４　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９５９号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目８番７号
債務者　株式会社誠貴丸
代表者代表取締役　鹿島　　誠
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田一比古
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８０４号
熊本県玉名郡南関町関村1556番地セキアヒルズ
債務者　株式会社デックインターナショナル
代表者代表取締役　竹本　　桂
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　良寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６７号
大阪市北区大淀南３丁目２番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府阪南市下出265番地の４
債務者　有限会社メイ・フードパック
代表者代表取締役　井川　　保
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６８号
大阪市北区大淀南３丁目２番10号
債務者　株式会社オーエムフードシステム
代表者代表取締役　井川　　聰
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４号
大阪府大東市灰塚４丁目９番40号
債務者　日本エーワンシステム株式会社
代表者代表取締役　木村　　繁
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８号
長野市南千歳１丁目７番地５
債務者　有限会社長野キング
代表者代表取締役　中澤　敏行
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後３時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
債務者　プラント陸送株式会社
代表者代表取締役　辻　　健治
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後４時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２３号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目８番16号
債務者　村上建設株式会社
代表者代表取締役　村上　政信
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　亜希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５号
大阪府羽曳野市広瀬153番地３
債務者　有限会社千代田金型
代表者代表取締役　白水　保彦
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　達郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後２時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２号
盛岡市永井10地割163番地２
債務者　株式会社ユーケンカンパニー
代表者代表取締役　吉田　耕二
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野404番地の２
債務者　株式会社ＫＯＢＡＹＡＳＨＩ
代表者代表取締役　小林　靖明
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後１時30分
京都地方裁判所園部支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第８４３号
愛知県安城市藤井町南山141番地　医療法人純和会矢作病院内、住民票上の住所愛知県安城市朝日町１番４号
債務者　三浦安太郎
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　克弘
４　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年４月25日午後３時10分
６　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９号
函館市乃木町２番21号
債務者　齋藤　俊一
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　窪田　良弘
４　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後４時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６９号
福岡市城南区別府５丁目13番23―601号
債務者　久保　涼子
１　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古江　　賢
４　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後４時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２４７号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　62棟404号
債務者　矢野　幸子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深堀　寿美
４　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部